

平成31年度

京都市伝統産業設備改修等補助制度

の御案内

(募集要領)

【募集期間】

平成31年4月1日(月)～5月31日(金)

京都市産業観光局
商工部 伝統産業課

1 事業の目的

京都のみならず、日本の伝統文化を支えてきた、本市の伝統産業の継承及び発展を図ることを目的に、伝統産業製品等^{*1}の製造に支障が生じることのないよう、伝統産業製品等又はその材料等^{*2}の生産に従事する者が行う設備の改修等^{*3}に補助金を交付します。

- ※1 伝統産業製品等…伝統的な技術及び技法を用いて製造された、日本の伝統的な文化及び生活様式に密接に結び付いている製品その他の物。
- ※2 材料等…伝統産業製品等を製造するうえで不可欠な材料及び器具類等の道具、部品。
- ※3 改修等…改修，更新又は新設。なお、それぞれの定義は以下のとおり。
改修…部分的な修理等で、既存の設備を継続して使用する場合
更新…既存の設備を廃棄し、代替品を新たに導入する場合
新設…全く新しい設備を導入する場合

2 対象者

京都市内に主たる事務所を有する中小企業者^{*1}又は組合で下記の要件を全て満たす者

- (1) 本市が指定する伝統産業製品等(別紙参照)を市内で製造する者、又は、これらを製造するうえで不可欠な材料、道具等を市内で製造する者
- (2) 後継者が存在するなど、設備改修等後にも、一定の期間ものづくりに従事する者又は組合
- (3) 産地組合等^{*2}の副申(推薦)がある者【中小企業者のみ】
- (4) 暴力団員等及び暴力団密接関係者ではない者

- ※1 中小企業者のうち、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において飲食サービス業に分類される産業(京料理等)を除く。
- ※2 申請者が所属しうる産地組合等があるにも関わらず、これに所属していない場合、取引先事業者等の紹介により、同業種の産地組合等の副申が必要。なお、申請者が所属しうる組合等が存在しない場合には、取引先事業者が所属する他の産地組合等の副申を以て足りるものとします。

3 対象事業

老朽化や法令等の改正等により、1台につき30万円(税抜)以上の費用を要する設備等の改修、更新及び新設。

伝統産業製品等の製造工程に直接関わる設備であって、専ら伝統産業製品等の製造にのみ使用する設備を対象とします。申請事業所を市職員が訪問し現地調査を実施しますが、補助対象設備は原則「1社1台」とします。

※以下は対象外となりますのでご注意ください。

ア 2020年3月31日までに全ての対象経費の支出が完了しない事業

イ 伝統産業製品の製造工程に直接関わらない設備

(対象外例)

- ・消耗品（数年で交換が必要なもの）
- ・クーラー等の空調設備，屋根や床の修理等作業場の改善
- ・エレベーターや荷物の昇降機
- ・コピー機やパソコン，汎用性の高いパソコンのソフト
- ・製造後に関わる設備（商品包装の機械，保管用冷蔵庫及び倉庫，食器等の洗浄機，計量機，検針・検反機等）
- ・伝統産業製品の製造設備設置を伴わない単なる電気工事，排水工事等（高圧受電源装置，工業用排水装置，排気・排煙設備等）

※製造設備設置に伴い，当然に必要なとなる電気工事等は，一体とみなす場合がありますので，御相談ください。

※申請多数の場合，設備等を改修，更新しなければ事業の継続に支障をきたす事業所や小規模事業所，初めて申請する事業所を優先することがありますので，御了承ください。

※対象となる設備は，京都市内で将来にわたり使用する設備に限ります。

4 対象経費

補助対象事業を行うに当たり，必要と認められる設計，改修等の経費（設備を設置するための土地の取得及び賃借に要する費用を除く）が対象となります。

設備については，一般的な仕様による標準的なものとし，特別な仕様が必要である場合は，それを証明する申請を別途行ってください。

やむを得ない場合を除き，市内の事業所に発注するよう努めてください。

国庫補助を受けて事業を実施する場合は，事業経費から国庫補助金額を除いた額の3分の1以内の額（税抜）を対象経費とします。

5 補助内容

内容	補助率	補助上限	補助下限
設備の改修，更新及び新設	3分の1以内	200万円	10万円

（1,000円未満の端数切捨て）

6 交付申請

(1) 申請書の提出先

平成31年5月31日（金）午後5時までに，不備のない申請書類一式を，京都市産業観光局商工部伝統産業課まで御持参ください。※郵送不可

提出書類に不備があった場合は受付できません。早めに申請書を持参いただき，書類を補完の上，上記期日までに申請書類一式を御提出いただきますようお願いいたします。期限経過後の不備補完・追加提出は認めません。

(2) 提出書類

- ア 交付申請書（第1号様式）
- イ 事業予算書（第2号様式）
- ウ 見積書及び見積明細書の写し
- エ 関連する組合等からの副申書（第3号様式）【中小企業者のみ】
- オ 誓約書（第4号様式）
- カ 対象設備のパンフレット等（ある場合）
- キ その他市長が特に必要と認め指示する書類

※不採択の場合でも、交付申請書等は返却しませんので御了承ください。

7 交付決定までの流れ

(1) 現地調査

6(2)で提出された申請書をもとに、市職員が現地調査を行います。

(2) 評価

現地調査等の結果を基に、次の観点から申請内容を総合的に評価します。

- ア 緊急性（老朽化や法令等の改正による）
- イ 稀少性
- ウ 改修等の必要性

(3) 交付決定の通知

採択の可否を文書により各申請者に通知します。

(4) 補助金の交付

補助金は当該年度の予算の範囲内で交付します。そのため、補助申請総額が年度予算を超過する場合には、採択された場合でも申請額の全てについて応じられない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

8 事前着手

補助金の交付決定通知前に、やむを得ず補助対象事業に着手する必要がある場合（当該年度内の事業に限る）は、「事前着手届」（第5号様式）を提出してください。

※ただし、現地調査及び審査の結果、申請された補助対象事業が不採択となった場合は、工事費を全額負担いただくこととなります。

9 補助金の支払方法

補助金は実績報告書による事業完了報告確認後の精算払を原則とします。ただし、補助対象者から、補助事業の着工までに「概算払請求書」（第11号様式）による概算払の請求があり、必要と判断した場合は、交付予定額の全部又は一部について概算払を受ける事ができます。

10 採択後の責務等

(1) 補助事業の内容変更の報告

補助事業の内容又は総事業費の変更（総事業費が増加した場合であっても、交付決定額は増額しません）があった場合は、以下の書類を提出してください。

ア 変更承認申請書（第6号様式）

イ 変更後事業予算書（第7号様式）

※ただし、以下のいずれも満たす場合は書類提出の必要はありません。

ア 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの

イ 経費配分の変更で、流用額が総事業費の5分の1以内、かつ補助金額の減額割合が当初交付決定額の5分の1以内であるもの

(2) 補助事業の中止又は廃止の報告

補助事業を中止又は廃止する場合は、中止・廃止承認申請書（第8号様式）をすみやかに提出してください。

(3) 補助事業の完了の報告

補助事業者は補助事業終了後、すみやかに以下の書類を提出してください。

ア 実績報告書（第9号様式）

イ 事業決算書（第10号様式）

ウ 請求書及び請求明細書の写し

エ 領収書又は振込明細の写し

オ 事業の完了を証明する写真（改修の対象が複数ある場合はそれらすべての写真を提出すること。）

カ その他市長が必要と認め指示する書類

(4) 成果調査への回答

補助事業者は、補助金受給の次年度に実施される成果調査について、必ず回答してください。

11 検査の実施

この事業に係る予算執行の適正を期するために必要があるときは、後日、報告を求めたり、職員による現地調査を行うことがあります。

12 経営支援員によるフォローアップ事業（希望制）の実施

本制度の採択事業所を対象としたフォローアップ事業を実施しています。マーケティングや販路開拓等の経営課題に関する成果調査に基づき、支援を希望する事業所については、京都商工会議所の経営支援員が訪問し経営相談を行います（従業員20名以下の小規模事業所のみ対象）。

13 融資制度との連携

本補助金の交付決定を受けた方は、「京都市関連認定制度資金」の融資を申し込むことができます。ただし御利用に当たっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

14 圧縮記帳について

本補助金は、法人税法第42条第1項に定める圧縮記帳の対象となります。

15 償却資産（固定資産税）の申告義務について

事業の用に供される償却資産を所有されている方は、当該資産の状況を申告することが義務付けられています（地方税法第383条）。正当な理由なく申告されなかった場合には、過料が科される場合がありますのでご注意ください。

また本市では、法律の定めるところにより、償却資産の調査を実施し、申告書類や決算書類の開示または写しの提出を求める場合があります。調査の結果、誤りや申告内容の修正があった場合には、最大4年度分、過年度分に遡及して税額を変更することがあります。詳しくは「平成31年度償却資産（固定資産税）申告の手引き」をご参照ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000052941.html>

16 問合せ先

京都市産業観光局 商工部 伝統産業課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3337 FAX 075-222-3331

※土、日、祝日を除く8時45分～17時30分